

千葉県地域密着型サービス外部評価実施要領

平成 18 年 11 月 6 日制定

平成 21 年 7 月 1 日改正

平成 22 年 7 月 8 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、千葉県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱第 3 条に規定された外部評価の手法等について定める。

(福祉サービス第三者評価との関係)

第 2 条 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護（以下「グループホーム等」という。）は、地域密着型サービス外部評価の受審をもって、千葉県福祉サービス第三者評価・情報公表事業実施要綱（以下「第三者評価実施要綱」という。）第 2 条第 3 号に定める福祉サービスの第三者評価を受審したものとする。

また、本実施要領に定めのない事項は、第三者評価実施要綱に基づき評価を行うものとする。

(外部評価の頻度)

第 3 条 外部評価は、原則として年 1 回以上実施する。

ただし、次の全ての要件を満たす場合は、外部評価の実施回数を 2 年に 1 回にすることができる。なお、この適用を受けて外部評価を実施しなかった年については、下記（1）アの適用に当たっては実施したもののみなす。

(1) 実施回数緩和の要件

ア 過去に外部評価を 5 年間継続して実施していること。

イ 「自己評価及び外部評価結果」（様式 4）及び「目的達成計画」（別表 2）を市町村に提出していること。

ウ 運営推進会議が過去 1 年間に 6 回以上開催されていること。

エ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

オ 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価 2、3、4、6 の実践状況（外部評価）が適切であること。

(2) 実施回数緩和の報告

市町村長は上記要件を確認後、様式 1 により知事に報告するものとする。知事は報告を受けた事業所の情報を外部評価機関へ提供するものとする。

(外部評価の手法)

第 4 条 外部評価は、次に掲げる評価手法により行う。

(1) 外部評価は、県が定めた自己評価項目及び外部評価項目（別表 1）に基づき複数の評価調査員（そのうち、主となる評価調査員を主任評価調査員とする。）により実施された書面調査と訪問調査の結果を総合した上で評価結果を決定する。

(2) 複数のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）については、特別な事情がある場合を除き、ユニットごとに調査を実施した上で、それらを総合してグループホーム全体を1つの単位とした評価結果とする。

(3) 書面調査

次に掲げる書類により行うものとする。

ア 自己評価調査

当該グループホーム等を設置する法人代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議しながら自己評価項目に従い実施した直近の自己評価結果について記した自己評価票（様式2 参考様式）など文書により行う。

イ グループホーム等の現況調査

グループホーム等事業所の運営概要、サービス提供概要が分かる書類及びその他運営推進会議議事録など必要と認める書類の提出を求め、その書類により行う。

ウ 家族アンケート

利用者の家族に対し、評価を受けるグループホーム等事業所を通じて利用者家族等アンケート用紙（様式3）を配布し、家族から外部評価機関に直接送付された回答書により行う。

(4) 訪問調査

ア 訪問調査は、原則1日間とし、書面調査実施後に、評価調査員がグループホーム等事業所を訪問し、当該グループホーム等の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び外部評価項目に関する状況の調査を行う。

イ 訪問調査においては、管理者等を交えて、全体的な総括と確認を行う。

ウ 評価調査員は、評価を行う際にグループホーム等の職員から評価調査員を証する書類を求められた場合は、提示すること。

(5) 外部評価機関は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等違反及び入居者に対するサービスの質が著しく低下している等緊急を要する事項を確認した場合は、指定した市町村に通報する等適切な対応を行うこと。

(6) 評価結果の確定

ア 主任評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、外部評価項目について、評価調査員全員の合意により評価を行い、遅滞なく調査報告書（様式4）を外部評価機関に提出する。

イ 外部評価機関は、評価を受けたグループホーム等事業所に対して、郵送又は電子メールにより調査報告書の写しを送付し、意見がある場合には挙証資料を添付した上で、外部評価機関が定めた期日までに意見等を提出できる旨を告知するとともにウ及びエについても併せて告知するものとする。

ウ 外部評価機関は、上記の告知期間が経過した後に、アの報告書を踏まえて外

部評価機関としての評価結果を決定する。

また、評価を受けた事業所から告知期間内に、意見及び挙証資料の提出があった場合は、これを参酌して、アの報告書の内容を検討し、外部評価機関としての評価結果を決定する。

エ 外部評価機関は、調査報告書の内容又は評価を受けたグループホーム等事業所からの意見等について専門的な観点から審査を行う必要があると判断した場合には、評価委員会を開催して意見を求め、その評価委員会の意見を踏まえて評価結果を決定するものとする。

(7) 評価結果の通知等

外部評価機関は、評価結果を決定したときは、評価を受けたグループホーム等事業所に評価結果報告書を送付するとともに、評価を受けたグループホーム等事業所から別紙「2 目標達成計画」の提出を求め、自己評価及び外部評価結果と併せて「WAM NET」に掲載する。

また、評価を受けたグループホーム等事業所に同報告書を送付する際には、当該グループホーム等としての評価結果に関する事後の改善を「WAM NET」に掲載する手続きについて併せて情報提供するものとする。

(8) グループホーム等への事後アンケート

外部評価機関は、外部評価を実施したグループホーム等事業所に対し、訪問調査の方法や外部評価の感想等についての事後アンケートを実施し、外部評価機関としての質を高めるよう努めるものとする。

(介護サービス情報公表制度との関係)

第5条

- (1) 外部評価を実施する際は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく介護サービス情報の公表制度により、グループホーム等事業所から提出された基本情報及び調査情報（以下「調査票」という。）の記載内容を確認し、第4条（3）に定める書面調査の一部として活用するものとする。
- (2) 外部評価を実施する年度における前項に規定する調査票が、介護サービス情報公表システム上に公開される前においては、従前のグループホーム等情報提供票又は前年度の調査票（主に基本情報）を活用し、外部評価を実施するものとする。
- (3) 調査票のうち調査情報の調査については、法の規定に基づくもののほか千葉県知事が別に定める要綱等に従い、調査員（法第115条の37第2項に規定する調査員をいう。以下同じ。）の資格ある者が行うものとし、第4条（1）の評価調査員のうち1名は、調査員の資格がある者が従事する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年11月6日から施行する。また、本要領の施行に伴い千葉県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領については廃止する。

ただし、平成 19 年 3 月 31 日までは、千葉県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領に基づき評価を実施することができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 2 2 年 7 月 8 日から施行する。